

国海環第 135 号-3
令和 5 年 2 月 21 日

関係者各位

国土交通省 海事局 海洋・環境政策課長
(公 印 省 略)

海洋汚染等防止法検査心得等の一部改正及び
無人非自航バージ免除証書交付要領の制定について

標記について、令和 4 年 11 月 1 日付国海環第 85 号に基づき、海洋汚染等防止法検査心得等の一部を改正し、無人非自航バージ免除証書交付要領を別添のとおり制定しましたが、決裁番号の不備及び新旧対照表の誤記があったため、別添のとおり改めて通知することといたしましたので、ご了解頂きますようお願いいたします。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願いいたします。

改正後	現 行	備 考
<p>I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令</p> <p>第2章 ビルジ等排出防止設備</p> <p>4.1(a) 本項は、ビルジ等排出防止設備を設置しなければならない船舶を規定しており、タンカーについては、すべてのタンカーが設備規制の対象であるが、ノンタンカーについては、総トン数100トン以上のノンタンカーが設備規制の対象である。 (法第9条第1項参照)</p> <p>なお、総トン数100トン未満のノンタンカーは、設備規制の対象外であり、排出規制のみの対象となっているが、これは、このような船舶については、船内のスペース上の制約があり、また、そもそもビルジ等の量が少量であること等の理由からビルジ等排出防止設備の設置の義務付けを免除しているものである。</p> <p>(削る)</p> <p>(b) 本邦外にある日本籍船であって常時沿岸国の内航航路に従</p>	<p>I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令</p> <p>第2章 ビルジ等排出防止設備</p> <p>4.1(a) 本項は、ビルジ等排出防止設備を設置しなければならない船舶を規定しており、タンカーについては、すべてのタンカーが設備規制の対象であるが、ノンタンカーについては、総トン数100トン以上のノンタンカーが設備規制の対象である。 (法第9条第1項参照)</p> <p>なお、総トン数100トン未満のノンタンカーは、設備規制の対象外であり、排出規制のみの対象となっているが、これは、このような船舶については、船内のスペース上の制約があり、また、そもそもビルジ等の量が少量であること等の理由からビルジ等排出防止設備の設置の義務付けを免除しているものである。</p> <p><u>また、法第5条第1項の規定により、ビルジ等が生ずることのない船舶はビルジ等排出防止設備を設置することを要しないが、特に外航非自航船にあつては、例えばビルジ等が生じない場合であっても、第一議定書締約国から国際油汚染防止証書の備置きを要求されることがあり得るので、当該外航非自航船の船舶所有者から申請があつた場合は、「ビルジ等を生じるおそれのある船舶」と解し、ビルジ等排出防止設備の定期的な検査を実施し、国際油汚染防止証書を交付することとして差し支えない。</u></p> <p>(b) 本邦外にある日本籍船であって常時沿岸国の内航航路に従</p>	<p>無人非自航バージの国内法令への取り入れによる削除</p>

改正後	現行	備考
<p>事している非自航船は、当該非自航船が本邦の港から沿岸国への航行に従事する場合のみ、外航非自航船として取り扱い、当該航行を終了した後は、内航非自航船として取り扱うこととなる。</p> <p>(削る)</p> <p>第4章 分離バラストタンク及び貨物艙原油洗浄装置</p> <p>15.2(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 本項ただし書の規定により、タンカーが分離バラストの海洋への排出を施行規則第8条の14第2号に規定する方法によってのみ行う場合には、当該タンカーには喫水線上の排出口を設けることを要しない。</p> <p>第8章 海洋汚染防止緊急措置手引書等</p> <p>(油濁防止緊急措置手引書又は有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成すべき船舶)</p> <p>34.1(a) 本項は、油濁防止緊急措置手引書を作成し、船舶内に備え置き、又は掲示すべき船舶(以下「備置き対象船舶」という。)の範囲を規定したものであり、総トン数150トン以上のタンカー及び総トン数400トン以上のノンタンカーについて、いずれも次に掲げる船舶は対象から除かれる。</p> <p>(1) 外航非自航船であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの。</p>	<p>事している非自航船は、当該非自航船が本邦の港から沿岸国への航行に従事する場合のみ、外航非自航船として取り扱い、当該航行を終了した後は、内航非自航船として取り扱うこととなる。</p> <p><u>この場合において、当該沿岸国が議定書締約国である場合は、国際油汚染防止証書の備置きを要求されることがあり得るので、当該内航非自航船の船舶所有者は、検査規則第2条第4項の規定により検査対象船舶から除かれるが、定期的な検査を受検し、国際油汚染防止証書を受有することが望ましい。</u></p> <p>第4章 分離バラストタンク及び貨物艙原油洗浄装置</p> <p>15.2(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 本項ただし書の規定により、タンカーが分離バラストの海洋への排出を施行規則第8条の13第2号に規定する方法によってのみ行う場合には、当該タンカーには喫水線上の排出口を設けることを要しない。</p> <p>第8章 海洋汚染防止緊急措置手引書等</p> <p>(油濁防止緊急措置手引書又は有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成すべき船舶)</p> <p>34.1(a) 本項は、油濁防止緊急措置手引書を作成し、船舶内に備え置き、又は掲示すべき船舶(以下「備置き対象船舶」という。)の範囲を規定したものであり、総トン数150トン以上のタンカー及び総トン数400トン以上のノンタンカーについて、いずれも内航非自航船又は係船中の船舶は対象から除かれる。</p> <p>(新設)</p>	<p>無人非自航バージの国内法令への取り入れによる削除</p> <p>令和4年国土交通省令第76号による反映</p> <p>令和4年国土交通省令第76号と平仄を合わせる修正</p>

改正後	現 行	備 考
<p>(イ) 油を積載していないこと。 (ロ) 油を使用し、又はスラッジを発生させる設備を設置していないこと。 (ハ) 燃料油タンク、潤滑油タンク、ビルジタンク又はスラッジタンクを設置していないこと。 (ニ) 人又は動物を搭載していないこと。 <u>(2) 内航非自航船</u> <u>(3) 係船中の船舶</u> (b)～(d) (略) (海洋汚染防止緊急措置手引書等) 35.1(a)～(d) (略) (e) <u>外航非自航船</u> (34.1(a)(1)に掲げる船舶を除く。以下この章において同じ。)は、そもそも非自航船が船舶職員法の対象外であることから、船長が乗船しておらず(通常、数名の作業員又は保安要員が乗船している。)、当該非自航船の油汚染事故の通報義務は、当該非自航船の管理責任を有する者たる曳航している船舶の船長にある。 ただし、<u>外航非自航船</u>に係る油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書又は海洋汚染防止緊急措置手引書は、当該非自航船に備え置かなければならない。 (f)～(l) (略)</p>	<p>(新設) (新設) (b)～(d) (略) (海洋汚染防止緊急措置手引書等) 35.1(a)～(d) (略) (e) <u>国際航海に従事する非自航船</u>は、そもそも非自航船が船舶職員法の対象外であることから、船長が乗船しておらず(通常、数名の作業員又は保安要員が乗船している。)、当該非自航船の油汚染事故の通報義務は、当該非自航船の管理責任を有する者たる曳航している船舶の船長にある。 ただし、<u>非自航船</u>に係る油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書又は海洋汚染防止緊急措置手引書は、当該非自航船に備え置かなければならない。 (f)～(l) (略)</p>	<p>無人非自航バージの国内法令への取り入れによる対象船舶の限定</p>
<p>(適用日) 令和4年11月1日から適用する。</p>		

○海洋汚染等防止法検査関係事務取扱要領

国海環第 135 号-2 による訂正箇所は青字

(改正箇所は棒線)

改正後	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>1.5.1~1.5.6 (略)</p> <p><u>1.5.7 国際油汚染防止免除証書</u></p> <p><u>1.5.8 国際汚水汚染防止免除証書</u></p> <p><u>1.5.9 国際大気汚染防止免除証書</u></p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>1.5.1~1.5.6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	
<p>1. 関係書類</p> <p>1.5 国際海洋汚染等防止証書</p> <p>1.5.1 一般事項</p> <p>(1) 次に掲げる条約証書は、原則としてシステムにより作成すること。システムが使用できない場合やシステムにて作成ができない条約証書(1.5.7~1.5.9の証書を除く。)は、海事 QMS に掲載された「条約証書テンプレート集」に収納されている様式を使用し、「裏書」欄を除き、ワープロにより作成すること。</p> <p>「裏書」欄は、黒色のペン又はボールペンにより、和文は楷書にて、英文はブロック体にて記載する。なお、適宜ワープロ又はゴム印等使用しても差し支えない。</p> <p>(イ)~(ニ) (略)</p> <p>(2)~(23) (略)</p> <p><u>1.5.7 国際油汚染防止免除証書</u></p> <p>(1) 次の要件に該当する推進機関を有しない無人の船舶(以下「無人非自航バージ」という。)の船舶所有者等は、法における船舶検査を受検する義務がないため、申請に応じて、本証書を</p>	<p>1. 関係書類</p> <p>1.5 国際海洋汚染等防止証書</p> <p>1.5.1 一般事項</p> <p>(1) 次に掲げる条約証書は、原則としてシステムにより作成すること。システムが使用できない場合やシステムにて作成ができない条約証書は、海事 QMS に掲載された「条約証書テンプレート集」に収納されている様式を使用し、「裏書」欄を除き、ワープロにより作成すること。</p> <p>「裏書」欄は、黒色のペン又はボールペンにより、和文は楷書にて、英文はブロック体にて記載する。なお、適宜ワープロ又はゴム印等使用しても差し支えない。</p> <p>(イ)~(ニ) (略)</p> <p>(2)~(23) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>免除証書は「条約証書テンプレート集」で作成することを想定していないため。</p> <p>国際油汚染防止免除証書の追加</p>

改正後	現 行	備 考
<p>交付すること。</p> <p>(イ) 油を積載していないこと。</p> <p>(ロ) 油を使用し、又はスラッジを発生する設備を設置していないこと。</p> <p>(ハ) 燃料油タンク、潤滑油タンク、ビルジタンク又はスラッジタンクを設置していないこと。</p> <p>(ニ) 人又は動物を搭載していないこと。</p> <p>なお、本証書の交付に係る手続きは無人非自航バージ免除証書交付要領による。</p> <p>また、交付手数料は徴収しないこと。</p> <p>(2) 各欄の記載等</p> <p>IOPP 証書に準じて記載すること。証書の該当欄に記載すべき事項がない場合は、*****を記載すること。</p> <p>(3) 再交付、書換え又は延長</p> <p>国際油汚染防止免除証書を紛失する等の理由により、過去に国際油汚染防止免除証書の交付を受けた船舶について再度国際油汚染防止免除証書の交付を申請する場合は、通常の交付申請手続きを行うこと。</p> <p>既に交付した国際油汚染防止免除証書の書換え又は延長は行わないため、改めて通常の交付手続きを行うこと。また、既に交付した国際油汚染防止免除証書は返納すること。</p> <p>(4) 国際油汚染防止免除証書の記載例は、別紙(27)のとおりとする。</p> <p>別紙(27)</p> <p><u>1.5.8</u> 国際汚水汚染防止免除証書</p>	<p>(新設)</p>	<p>別紙(27)は別添 国際汚水汚染防止</p>

改正後	現 行	備 考
<p>(2) 各欄の記載等 国際油汚染防止免除証書に準じて記載すること。</p> <p>(3) 再交付、書換え又は延長 国際油汚染防止免除証書に準じて対応すること。</p> <p>(4) 国際大気汚染防止免除証書の記載例は、別紙(29)のとおりとする。 別紙(29)</p> <p>1.6 予備検査合格証明書</p> <p>1.6.3 船舶発生油等焼却設備について、予備検査を行い、かつ国際航海に従事する船舶に設置する場合にあっては、海事局検査測度課長に別紙(30)に示す英文の型式承認書の交付を依頼し、海事局検査測度課長が交付した英文の型式承認書を予備検査合格証明書に添付すること。 別紙(30)</p> <p>2. 帳簿</p> <p>2.1 地方運輸局が備える帳簿は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 証書交付簿(第1号様式) 海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書、国際油汚染防止証書、ばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書、国際汚水汚染防止証書、<u>国際大気汚染防止証書、国際油汚染防止免除証書、国際汚水汚染防止免除証書又は国際大気汚染防止免除証書を交付したときに記載する。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第1号様式 (略)</p>	<p>1.6 予備検査合格証明書</p> <p>1.6.3 船舶発生油等焼却設備について、予備検査を行い、かつ国際航海に従事する船舶に設置する場合にあっては、海事局検査測度課長に別紙(27)に示す英文の型式承認書の交付を依頼し、海事局検査測度課長が交付した英文の型式承認書を予備検査合格証明書に添付すること。 別紙(27)</p> <p>2. 帳簿</p> <p>2.1 地方運輸局が備える帳簿は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 証書交付簿(第1号様式) 海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書、国際油汚染防止証書、ばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書、国際汚水汚染防止証書、<u>国際大気汚染防止証書を交付したときに記載する。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第1号様式 (略)</p>	<p>別紙(29)は別添 番号ズレ</p> <p>繰り下げ</p> <p>国際油汚染防止免除証書、国際汚水汚染防止免除証書及び国際大気汚染防止免除証書の追加</p>

改正後	現 行	備 考
<p>(注)</p> <p>1 次の証書ごとに作成し、見出しを付けて合本すること。 海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書、臨時航行許可証、国際油汚染防止証書、ばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書、国際污水汚染防止証書、<u>国際大気汚染防止証書、国際油汚染防止免除証書、国際污水汚染防止免除証書、国際大気汚染防止免除証書</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(注)</p> <p>1 次の証書ごとに作成し、見出しを付けて合本すること。 海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書、臨時航行許可証、国際油汚染防止証書、ばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書、国際污水汚染防止証書、<u>国際大気汚染防止証書</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>国際油汚染防止免除証書、国際污水汚染防止免除証書及び国際大気汚染防止免除証書の追加</p>
<p>(適用日)</p> <p>令和4年11月1日から適用する。</p>		

番号 第 号
Certificate No.1.....

無人非自航 (UNSP) バージに関する国際油汚染防止免除証書
INTERNATIONAL OIL POLLUTION PREVENTION EXEMPTION CERTIFICATE
FOR UNMANNED NON-SELF-PROPELLED (UNSP) BARGES



日本国
JAPAN

1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書によって修正された同条約（以下「条約」という。）に基づいて、日本国政府の権限の下に発給する。

Issued under the provisions of the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978, as amended, relating thereto (hereinafter referred to as “the Convention”) under the authority of the Government of Japan.

船舶の要目

Particulars of ship

船名

Name of ship MARPOL MARU No.7

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters * * * * *

国際海事機関船舶識別番号

IMO Number * * * * *

船籍港

Port of registry TOKYO

総トン数

Gross tonnage 1,000

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY THAT:

- 1 この UNSP バージが、条約附属書 I 第 3 規則 7 の規定によって検査されたこと。
That the UNSP barge has been surveyed in accordance with regulation 3.7 of Annex I to the Convention;
- 2 検査の結果、UNSP バージが次に定める要件に該当していること。
That the survey shows that the UNSP barge:

- .1 非自航船であること。
is not propelled by mechanical means;
- .2 (条約附属書 I 第 1 規則 1 に定義される) 油を積載していないこと。
carries no oil (as defined in regulation 1.1 of Annex I to the Convention);
- .3 油を使用し、又はスラッジを発生する設備を設置していないこと。
has no machinery fitted that may use oil or generate oil residue (sludge);
- .4 燃料油タンク、潤滑油タンク、ビルジタンク又はスラッジタンクを設置していないこと。
has no oil fuel tank, lubricating oil tank, oily bilge water holding tank and oil residue (sludge) tank;
and
- .5 人又は動物を搭載していないこと。
has neither persons nor living animals on board; and

- 3 UNSP バージは、条約附属書 I の第 3 規則 7 に基づき、第 6 規則 1 及び第 7 規則 1 の証明及び関連する検査の要件から免除されること。
That the UNSP barge is exempted, under regulation 3.7 of Annex I to the Convention, from the certification and related survey requirements of regulations 6.1 and 7.1 of Annex I to the Convention.

この証書は免除の要件が維持されていることを条件として、.....まで効力を有する。
This certificate is valid until 31 October 2027 subject to the exemption conditions being maintained.

この証書の根拠となる検査が完了した日
Completion date of the survey on which this certificate is based 1 November 2022.

.....において発給した。
Issued at TOKYO
(Place of issue of certificate)

.....
1 November 2022
(Date of Issue)

関東運輸局 東京運輸支局長 甲野 一郎 (印章)

COUNTERSIGNED :
.....
Signature
Principal Ship Inspector ()
TOKYO Transport Branch Office, KANTO District Transport Bureau,
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Government of Japan

番号 第 号
Certificate No.1.....

無人非自航 (UNSP) バージに関する国際汚水汚染防止免除証書
INTERNATIONAL SEWAGE POLLUTION PREVENTION EXEMPTION CERTIFICATE
FOR UNMANNED NON-SELF-PROPELLED (UNSP) BARGES



日本国
JAPAN

1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書によって修正された同条約（以下「条約」という。）に基づいて、日本国政府の権限の下に発給する。

Issued under the provisions of the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978, as amended, relating thereto (hereinafter referred to as “the Convention”) under the authority of the Government of Japan.

船舶の要目

Particulars of ship

船名	MARPOL MARU No.8
Name of ship
船舶番号又は信号符字
Distinctive number or letters	* * * * *
国際海事機関船舶識別番号
IMO Number	* * * * *
船籍港	TOKYO
Port of registry
総トン数	1,000
Gross tonnage

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY THAT:

- この無人非自航 (UNSP) バージが、条約附属書 I V 第 3 規則 2 の規定によって検査されたこと。

That the unmanned non-self-propelled (UNSP) barge has been surveyed in accordance with regulation 3.2 of Annex IV to the Convention;

2 検査の結果、無人非自航（UNSP）バージが次に定める要件に該当していること。

That the survey shows that the unmanned non-self-propelled (UNSP) barge:

.1 非自航船であること。

is not propelled by mechanical means;

.2 人又は動物を搭載していないこと。

has neither persons nor living animals on board;

.3 輸送中にふん尿等を積載していないこと。

is not used for holding sewage during transport; and

.4 条約附属書 IV 第 1 規則 3 に定義されるふん尿等を排出する設備を設置していないこと。

has no arrangements that could produce sewage as defined in regulation 1.3 of Annex IV to the Convention; and

3 UNSP バージは、条約附属書 IV の第 3 規則 2 に基づき、第 4 規則 1 及び第 5 規則 1 の証明及び関連する検査の要件から免除されること。

That the UNSP barge is exempted, under regulation 3.2 of Annex IV to the Convention, from the certification and related survey requirements of regulations 4.1 and 5.1 of Annex IV to the Convention.

この証書は免除の要件が維持されていることを条件として、.....まで効力を有する。

This certificate is valid until 31 October 2027 subject to the exemption conditions being maintained.

この証書の根拠となる検査が完了した日

Completion date of the survey on which this certificate is based 1 November 2022.

.....において発給した。

Issued at TOKYO

(Place of issue of certificate)

.....
.....
1 November 2022

(Date of Issue)

関東運輸局 東京運輸支局長 甲野 一郎 (印章)

COUNTERSIGNED :

Signature

.....
Principal Ship Inspector ()

TOKYO Transport Branch Office, KANTO District Transport Bureau,

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Government of Japan

番号 第 号
Certificate No.1.....

無人非自航 (UNSP) バージに関する国際大気汚染防止免除証書
INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION EXEMPTION CERTIFICATE
FOR UNMANNED NON-SELF-PROPELLED (UNSP) BARGES



日本国
JAPAN

1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書によって修正された同条約を改正するため 1997 年の議定書（以下「条約」という。）に基づいて、日本国政府の権限の下に発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as “the Convention”) under the authority of the Government of Japan.

船舶の要目

Particulars of ship

船名	
Name of ship	MARPOL MARU No.9
船舶番号又は信号符字	
Distinctive number or letters	* * * * *
国際海事機関船舶識別番号	
IMO Number	* * * * *
船籍港	
Port of registry	TOKYO
総トン数	
Gross tonnage	1,000

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY THAT:

- この UNSP バージが、条約附属書 V I 第 3 規則 4 の規定によって検査されたこと。
the UNSP barge has been surveyed in accordance with regulation 3.4 of Annex VI to the Convention;

- 2 検査の結果、UNSP バージが次に定める要件に該当していること。
the survey shows that the UNSP barge:
- .1 非自航船であること。
is not propelled by mechanical means;
 - .2 条約附属書 VI で規制される排出ガスを放出する設備を設置していないこと。
has no system, equipment and/or machinery fitted that may generate emissions controlled by Annex VI to the Convention; and
 - .3 人又は動物を搭載していないこと。
has neither persons nor living animals on board; and
- 3 UNSP バージは、条約附属書 VI の第 3 規則 4 に基づき、第 5 規則 1 及び第 6 規則 1 の証明及び関連する検査の要件から免除されること。
the UNSP barge is exempted, under regulation 3.4 of Annex VI to the Convention, from the certification and related survey requirements of regulations 5.1 and 6.1 of Annex VI to the Convention.

この証書は免除の要件が維持されていることを条件として、.....まで効力を有する。
This certificate is valid until 31 October 2027 subject to the exemption conditions being maintained.

この証書の根拠となる検査が完了した日
Completion date of the survey on which this certificate is based 1 November 2022.

.....において発給した。
Issued at TOKYO
(Place of issue of certificate)

.....
1 November 2022
(Date of Issue)

関東運輸局 東京運輸支局長 甲野 一郎 (印章)

COUNTERSIGNED :
.....
Signature
Principal Ship Inspector ()
TOKYO Transport Branch Office, KANTO District Transport Bureau,
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Government of Japan

無人非自航バージ免除証書交付要領

第 1 章 申請手続き

1. 対象

船舶からの油、ふん尿等又は排出ガスの排出及び放出について、免除証書の交付が可能な無人非自航バージの要件は、下表のとおり。

附属書毎の無人非自航バージの要件

	附属書 I (油による汚染)	附属書 IV (ふん尿等の汚染)	附属書 VI (大気汚染)
	非自航船	非自航船	非自航船
共通要件	人又は動物を搭載していない	人又は動物を搭載していない	人又は動物を搭載していない
個別要件	油を積載していない (※1)	輸送中にふん尿等を積載していない	排出ガスを放出する設備を設置していない (※3)
	油を使用し、又はスラッジを発生する設備を設置していない	ふん尿等を排出する設備を設置していない (※2)	/
	燃料油タンク、潤滑油タンク、ビルジタンク又はスラッジタンクを設置していない	/	/
対応する免除証書	国際油汚染防止免除証書 (別添 2)	国際汚水汚染防止免除証書 (別添 3)	国際大気汚染防止免除証書 (別添 4)

※1 油をばら積みの液体貨物として輸送していない場合であっても、輸送する貨物に油が含まれている場合は、輸送後に貨物を円滑に作動させるための潤滑油など、少量の油が含まれている状態に留めておくこと。

※2 「ふん尿等を排出する設備」とは、海防法第3章において規制する設備の内、海防法第10条第2項第1号に規定するふん尿等に関する設備をいう。

※3 「排出ガスを放出する設備」とは、海防法第4章の3において規制する設備をいう。ただし、同法により規制の対象外となる設備を除く。

2. 申請方法

1. に掲げる無人非自航バージについて、免除証書の交付を希望する船舶所有者等は、「無人非自航バージ免除証書交付申請書 (別添 1)」に必要事項を記載の上、船舶の所在地を管轄する地方運輸局等の長に申請すること。

3. 添付資料

別添 1 の申請書に加え、他の証書の交付を受けている船舶にあつては、それらを提出する

こと。また、各附属書の免除の要件に該当していることを確認するために、一般配置図、容積図又はその他の資料を保持している船舶にあっては、それらを提出すること。

4. 留意事項

4.1 本申請及び免除証書の交付は、希望者のみを対象とした制度であるため、各附属書の免除の要件に該当する場合であっても、免除証書の交付を希望しない場合は、従前のおり、海防法に係る定期検査を受検し、国際海洋汚染等防止証書の交付を受けること。

4.2 免除証書は海洋汚染防止条約の各附属書に基づき、異なる要件と異なる様式が定められており、1隻の無人非自航バージであっても、附属書毎に免除証書が交付される場合と交付されない場合がある。

具体的には、附属書 IV 及び附属書 VI の無人非自航バージの要件に該当し、国際汚水汚染防止免除証書（別添 3）及び国際大気汚染防止免除証書（別添 4）が交付される場合であっても、油を使用する設備を設置しているため、附属書 I の国際油汚染防止免除証書（別添 2）が交付されない場合が想定される。このような場合は、国際汚水汚染防止免除証書と国際大気汚染防止免除証書に加えて、国際油汚染防止証書の交付を受けること。

4.3 国際海洋汚染等防止証書は検査基準日を起点に有効期間が設定され、有効期間が満了する日より前 3 か月の間に検査を受検すれば、有効期間が引き継がれ新しい証書が交付される。一方、免除証書は交付日を起点に有効期間（5 年）が設定される。このため、定期検査の受検時期によっては、免除証書の有効期間が満了している場合が考えられることから、定期検査の受検時期を考慮し、事前に別添 1 の申請書を提出し、免除証書の交付を受けること（例えば、中間検査のタイミング、又は、免除証書の有効期間満了前等）。

4.4 免除証書を紛失する等の理由により、過去に免除証書の交付を受けた船舶について再度免除証書の交付を申請する場合は、通常の交付申請手続きを行うこと。

既に交付を受けた免除証書の書換え又は延長は行わないため、改めて通常の交付申請手続きを行うこと。また、既に交付を受けた免除証書は返納すること。

第 2 章 交付手続き

1. 確認

申請書に記載された船舶の要目と他の証書の内容が一致していることを確認すること。また、提出された添付書類により、各附属書の免除の要件に該当していることを確認すること。

なお、交付手数料は徴収しないこと。

2. 免除証書の交付

- 2.1 確認の結果、申請書の記載事項に問題がなく、各附属書の免除の要件に該当していれば、申請書に記載された免除を受ける附属書の種類に応じて、別添2から4の免除証書を作成し交付すること。なお、「この証書は免除の要件が維持されていることを条件として、……まで効力を有する。」欄は、交付日から5年を超えない日を記載し、「この証書の根拠となる検査が完了した日」欄は、各附属書の免除の要件に該当することを確認した日を記載すること。
- 2.2 施行日以前に海洋汚染等防止証書及び国際海洋汚染等防止証書の交付を受けていた船舶から新たに免除証書の交付が申請された場合には、海洋汚染等防止証書の区分を変更することとなるため、免除証書と一緒に、区分を変更した海洋汚染等防止証書を交付すること。なお、区分を変更することとなった海洋汚染等防止証書及び交付した免除証書に対応する国際海洋汚染等防止証書は返納させること。

3. 留意事項

- 3.1 船舶所有者等は免除証書を船舶内に備え置かなければならない。
- 3.2 下記に該当するときは、免除証書の交付又は国際海洋汚染等防止証書の交付を受けなければならない。
 - ① 各附属書の免除の要件に該当しなくなったとき。
 - ② 免除証書の有効期間を超えて、無人非自航バージを航行の用に供するとき。

(以 上)

無人非自航バージ免除証書交付申請書

.....年 月 日

船舶の所在地を管轄する地方運輸局等の長

.....

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名.....

以下の船舶について、附属書 I、附属書 IV 及び附属書 VI に規定される無人非自航バージに該当することに相違ないことから、免除証書の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

船舶の要目

船名	
船舶番号又は信号符字	
国際海事機関船舶識別番号	
船籍港	
総トン数	
免除を受ける附属書の種類	<input type="checkbox"/> 附属書 I <input type="checkbox"/> 附属書 IV <input type="checkbox"/> 附属書 VI
交付希望日	年 月 日

(注) 申請する附属書の口にチェックを記入すること。

番号 第 号

Certificate No.

無人非自航 (UNSP) バージに関する国際油汚染防止免除証書
INTERNATIONAL OIL POLLUTION PREVENTION EXEMPTION CERTIFICATE
FOR UNMANNED NON-SELF-PROPELLED (UNSP) BARGES



日本国
JAPAN

1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書によって修正された同条約 (以下「条約」という。) に基づいて、日本国政府の権限の下に発給する。

Issued under the provisions of the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978, as amended, relating thereto (hereinafter referred to as “the Convention”) under the authority of the Government of Japan.

船舶の要目

Particulars of ship

船名

Name of ship

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters

国際海事機関船舶識別番号

IMO Number

船籍港

Port of registry

総トン数

Gross tonnage

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY THAT:

- 1 この UNSP バージが、条約附属書 I 第 3 規則 7 の規定によって検査されたこと。
That the UNSP barge has been surveyed in accordance with regulation 3.7 of Annex I to the Convention;
- 2 検査の結果、UNSP バージが次に定める要件に該当していること。
That the survey shows that the UNSP barge:
 - .1 非自航船であること。
is not propelled by mechanical means;

- .2 (条約附属書 I 第 1 規則 1 に定義される) 油を積載していないこと。
carries no oil (as defined in regulation 1.1 of Annex I to the Convention);
- .3 油を使用し、又はスラッジを発生する設備を設置していないこと。
has no machinery fitted that may use oil or generate oil residue (sludge);
- .4 燃料油タンク、潤滑油タンク、ビルジタンク又はスラッジタンクを設置していないこと。
has no oil fuel tank, lubricating oil tank, oily bilge water holding tank and oil residue (sludge) tank;
and
- .5 人又は動物を搭載していないこと。
has neither persons nor living animals on board; and

3 UNSP バージは、条約附属書 I の第 3 規則 7 に基づき、第 6 規則 1 及び第 7 規則 1 の証明及び関連する検査の要件から免除されること。
That the UNSP barge is exempted, under regulation 3.7 of Annex I to the Convention, from the certification and related survey requirements of regulations 6.1 and 7.1 of Annex I to the Convention.

この証書は免除の要件が維持されていることを条件として、.....まで効力を有する。
This certificate is valid until subject to the exemption conditions being maintained.

この証書の根拠となる検査が完了した日
Completion date of the survey on which this certificate is based

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at

(Place of issue of certificate)

.....
(発給の日付)

.....
(Date of Issue)

- 地 方 運 輸 局 長
- 運 輸 監 理 部 長
- 地方運輸局運輸支局長
- 地方運輸局海事事務所長
- 運輸監理部海事事務所長
- 地方運輸局運輸支局海事事務所長
- 沖 縄 総 合 事 務 局 長
- 運 輸 事 務 所 長

(印章)

番号 第 号

Certificate No.

無人非自航 (UNSP) バージに関する国際汚水汚染防止免除証書
INTERNATIONAL SEWAGE POLLUTION PREVENTION EXEMPTION CERTIFICATE
FOR UNMANNED NON-SELF-PROPELLED (UNSP) BARGES



日本国
JAPAN

1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書によって修正された同条約 (以下「条約」という。) に基づいて、日本国政府の権限の下に発給する。

Issued under the provisions of the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978, as amended, relating thereto (hereinafter referred to as “the Convention”) under the authority of the Government of Japan.

船舶の要目

Particulars of ship

船名

Name of ship

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters

国際海事機関船舶識別番号

IMO Number

船籍港

Port of registry

総トン数

Gross tonnage

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY THAT:

- 1 この無人非自航 (UNSP) バージが、条約附属書 I V 第 3 規則 2 の規定によって検査されたこと。

That the unmanned non-self-propelled (UNSP) barge has been surveyed in accordance with regulation 3.2 of Annex IV to the Convention;

- 2 検査の結果、無人非自航 (UNSP) バージが次に定める要件に該当していること。

That the survey shows that the unmanned non-self-propelled (UNSP) barge:

- .1 非自航船であること。
is not propelled by mechanical means;
- .2 人又は動物を搭載していないこと。
has neither persons nor living animals on board;
- .3 輸送中にふん尿等を積載していないこと。
is not used for holding sewage during transport; and
- .4 条約附属書 IV 第 1 規則 3 に定義されるふん尿等を排出する設備を設置していないこと。
has no arrangements that could produce sewage as defined in regulation 1.3 of Annex IV to the Convention; and

3 UNSP バージは、条約附属書 IV の第 3 規則 2 に基づき、第 4 規則 1 及び第 5 規則 1 の証明及び関連する検査の要件から免除されること。
That the UNSP barge is exempted, under regulation 3.2 of Annex IV to the Convention, from the certification and related survey requirements of regulations 4.1 and 5.1 of Annex IV to the Convention.

この証書は免除の要件が維持されていることを条件として、.....まで効力を有する。
This certificate is valid until subject to the exemption conditions being maintained.

この証書の根拠となる検査が完了した日
Completion date of the survey on which this certificate is based

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at

(Place of issue of certificate)

.....
(発給の日付)

.....
(Date of Issue)

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長

(印章)

番号 第 号

Certificate No.

無人非自航 (UNSP) バージに関する国際大気汚染防止免除証書
INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION EXEMPTION CERTIFICATE
FOR UNMANNED NON-SELF-PROPELLED (UNSP) BARGES



日本国
JAPAN

1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書によって修正された同条約を改正するため 1997 年の議定書 (以下「条約」という。) に基づいて、日本国政府の権限の下に発給する。

Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 relating thereto (hereinafter referred to as “the Convention”) under the authority of the Government of Japan.

船舶の要目

Particulars of ship

船名

Name of ship

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters

国際海事機関船舶識別番号

IMO Number

船籍港

Port of registry

総トン数

Gross tonnage

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY THAT:

- 1 この UNSP バージが、条約附属書 V I 第 3 規則 4 の規定によって検査されたこと。
the UNSP barge has been surveyed in accordance with regulation 3.4 of Annex VI to the Convention;
- 2 検査の結果、UNSP バージが次に定める要件に該当していること。
the survey shows that the UNSP barge:

- .1 非自航船であること。
is not propelled by mechanical means;
 - .2 条約附属書 VI で規制される排出ガスを放出する設備を設置していないこと。
has no system, equipment and/or machinery fitted that may generate emissions controlled by Annex VI to the Convention; and
 - .3 人又は動物を搭載していないこと。
has neither persons nor living animals on board; and
- 3 UNSP バージは、条約附属書 VI の第 3 規則 4 に基づき、第 5 規則 1 及び第 6 規則 1 の証明及び関連する検査の要件から免除されること。
the UNSP barge is exempted, under regulation 3.4 of Annex VI to the Convention, from the certification and related survey requirements of regulations 5.1 and 6.1 of Annex VI to the Convention.

この証書は免除の要件が維持されていることを条件として、.....まで効力を有する。
This certificate is valid until subject to the exemption conditions being maintained.

この証書の根拠となる検査が完了した日
Completion date of the survey on which this certificate is based

.....において発給した。
(証書の発給の場所)

Issued at
(Place of issue of certificate)

.....
(発給の日付)

.....
(Date of Issue)

地 方 運 輸 局 長
運 輸 監 理 部 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長
地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長
運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長
地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
運 輸 事 務 所 長

(印章)